

令和4年第6回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和4年6月17日(金) 午前8時53分～午前9時42分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之	
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子	
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年	
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄	
	13番	佐 山 秀 夫			

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (1人)

1番 佐 藤 陽 介

8 付議案件

報告第13号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第14号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第28号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第29号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第30号	農用地利用集積計画の決定について
議案第31号	贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について
議案第32号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

9 事務局職員

事務局長

中 田 憲 人

事務局長補佐

工 藤 英 樹

農政農地係長

福 士 博 幸

主 査

山 田 和 晶

主任主事

齋 藤 伸 恵

主 事

工 藤 慎 也

中田事務局長	定刻となりましたので（定刻前ですが、全員お揃いになりましたので）会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	（開会のあいさつ） 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、（全員で唱和） ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和4年第6回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、9番工藤元伸委員、10番佐藤孝文委員をお願いします。 書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工 藤 主 事	報告第13号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和4年5月受理分は、相続が4件、総面積42,868㎡、田が13筆29,638㎡、平畑5筆5,055㎡、樹園地が5筆8,175㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第14号「農地法第18条第6項の規定

	による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
工藤主事	報告第14号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号8番は、石名坂字豊岡村下の畑、ほか10筆合計7,333㎡を賃借人の都合により、令和4年5月30日に合意解約したものです。 5ページに移ります。 受付番号9番は、上十川字長谷沢二番田の田、3,191㎡を賃借人の都合により、令和4年5月31日に合意解約したものです。 受付番号10番は、上十川字長谷沢二番田の田、ほか5筆合計7,252㎡を賃借人の都合により、令和4年5月31日に合意解約したものです。 受付番号11番は、富田の田、3,186㎡を賃借人の都合により、令和4年5月31日に合意解約したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事	議案第28号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定1件、賃借権設定6件、所有権移転が4件です。 7ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号5番は、大字上十川字山元の樹園地1,962㎡を経営規模拡大のため親から子へ10年間貸借するものです。 現況は畑で、取得後はりんごの栽培が行われます。 8ページをご覧ください。 (2) 賃借権設定です。 受付番号8番と9番は、新規農家としての申請です。 受付番号8番は、大字高館字丁高原の樹園地、5,048㎡を5年間、貸借するものです。 現況は樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。

	受付番号9番は、大字竹鼻字山元の樹園地、ほか2筆合計8, 492㎡を5年間、貸借するものです。 現況は、樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号10番と11番は、新規農家としての申請です。 受付番号10番は、大字牡丹平字村ヨリ西の平畑、ほか4筆合計3, 976㎡を5年間貸借するものです。 現況は平畑で、取得後はシャインマスカットと栗かぼちゃの栽培が行われます。 受付番号11番は、大字牡丹平字牡丹平南の平畑、ほか4筆合計3, 841㎡を5年間貸借するものです。 現況は平畑で、取得後はシャインマスカットの栽培が行われます。 受付番号12番は大字石名坂字豊岡村下の平畑、ほか10筆合計7, 333㎡を新規農家のため、5年間貸借するものです。 現況は平畑で、取得後はぶどうの栽培が行われます。 受付番号13番は、富田の田、3, 186㎡を経営規模拡大のため、5年間で貸借するものです。 現況は田で、取得後はねぎの栽培が行われます。 11ページをご覧ください。 (3) 所有権移転です。 受付番号18番と19番は、生前一括贈与のための申請です。 受付番号18番は、大字花巻字葛崎の樹園地、ほか17筆合計18, 311㎡を取得するものです。 現況は樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号19番は、大字花巻字村下の樹園地、2, 146㎡を取得するものです。 現況は樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号20番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、3, 507㎡を贈与により取得するものです。親から子への経営継承です。 現況は樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号21番は、大字大川原字十二沢の平畑、6, 648㎡を、新規農家として、取得するものです。 現況は平畑で、取得後はハーブの栽培が行われます。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 今回は、コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 なお、現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、7番工藤勝彦委員に報告をお願いします。

工藤勝彦委員	今回申請があった農地について、去る6月7日、木村功委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、6月6日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号5番は、経営規模拡大のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。親から子への経営継承によるものです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号8番と9番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査をした内容を報告します。 現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。 借人は、農業に興味を持ち、新規就農するため、地域おこし協力隊へ応募し、3年間りんご農家のもとで、栽培などの研修を受けてきたとのことです。りんご生産の作業に関わり、農作業が楽しく魅力的であったことから、独立営農することを決意し、申請に至ったとのことです。 農業機械の所有状況は、運搬車と軽トラックを所有しており、乗用草刈機とスピードスプレイヤーは借入するとのことです。 現在、農業次世代人材投資資金は申請中とのことです。 収穫したりんごの出荷先は、農協と弘果を予定しており、生産等技術指導は、農協の指導員から受けるとのことです。 また、将来的に経営規模を拡大していくとのことです。 受付番号10番と11番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査をした内容を報告します。 現況は平畑で、権利取得後は、シャインマスカットと栗かぼちゃの栽培が行われます。 借人は、田舎館村にあるぶどう組合の組合員として、30年程のぶどう栽培の経験があり、シャインマスカットの栽培をするため、今回申請に至ったとのことです。 農業機械の所有状況については、草刈機、動力噴霧器、トラクター、軽トラックを貸人などから借入するとのことです。 収穫後の出荷先は、弘果を予定しているとのことです。 シャインマスカットの生産等技術指導は、農協や近隣のシャインマスカット栽培農家の方から受けるとのことです。 農作業は、会社勤めをしている息子が手伝いに加わり行うとのことです。 受付番号12番は、現況は平畑で、生食用のぶどうを25a、醸造用のぶどうを33a栽培がされており、権利取得後も生食用と醸造用のぶどうの栽培が行われます。 借人は、ワイン作りに興味を持ち、3年間、地域おこし協力隊としてワイン醸造用ぶどう栽培の研修を受けてきたとのことです。 研修を終え、生食用のぶどう生産と自家生産のワインを販売するとのことで、独立営農するため、申請に至ったとのことです。
---------------	--

	農業機械の所有状況については、軽トラック、乗用草刈機、肩掛け草刈機、耕うん機、動力噴霧器、ポンプを所有しており、ワインの醸造用施設は、自分で整備できるまでは、現在の研修先の施設の一部を借入する予定とのことです。収穫後は、●●●●●●●●や●●●●●●などのインターネット販売サイトを利用し、販売するとのことです。 ワインの販売先は、3件程あり、これから更に営業努力をして伸ばしていきたいとのことです。 生産等技術指導は、近隣の農家の方や、研修先から受けるとのことです。 受付番号13番は、経営規模拡大のための申請です。現況は田で、取得後はねぎの栽培が行われます。 (3) 所有権移転です。 受付番号18番と19番は、生前一括贈与のための申請です。現況は樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。親から子への経営継承によるものです。 受付番号20番は、贈与のための申請です。現況は樹園地で、取得後はりんごの栽培が行われます。親から子への経営継承によるものです。 受付番号21番は、新規農家としての申請です。現況は平畑で、取得後はハーブの栽培が行われます。新規農家のため聞き取り調査をした内容を報告します。 譲受人は、ハーブなどの野菜の小売業を営む会社を経営しており、主に佐賀県からハーブの集荷販売をしていたところ、近年多発している豪雨災害の影響により、安定的な仕入れが難しくなってきたとのことです。黒石市は、譲受人の母の出身地で、豪雨災害が少なく、申請地は水が十分に確保できること、日差しが弱い場所でハーブの生育には好条件であることにより、安定生産が可能であると見込んで申請に至ったとのことです。 農業機械の所有状況については、トラクター、軽トラック、種まき機、農薬噴霧器は取引農家である株式会社●●●●から借入し、冷蔵庫、農業倉庫は今後取得する予定とのことです。 収穫後の出荷先は、譲受人が経営する会社で販売するとのことです。 生産等技術指導は、株式会社●●●●の技術指導員から受けるとのことです。 経営規模については、2haまで拡大することを考えているとのことです。 以上4名の新規農家としての申請は、農業経営に対する意欲が十分に感じられ、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 また、今回申請があった11件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤孝文委員	21番については、会社の従業員が来て栽培するのですか。また、指導にあたる株式会社●●●●についてお聞きしたいです。

齋藤主任主事	譲受人は県外在住ですが、ハーブの栽培時期に県内に滞在してハーブの栽培を行います。株式会社●●●●は、佐賀県の農園で主に米やパクチー、きゅうり等を栽培して販売をしている会社であり、その会社の技術指導員が指導に来ます。
福 士 係 長	譲受人の会社で、契約栽培をしている農家が市外にあり、今回取得する農地と契約農家どちらにも行き来しやすい場所に、春から冬の間アパートを借りて通作するとのことでした。
佐藤孝文委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第28号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第29号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第29号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙14ページから説明いたします。 受付番号6番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、角田、登記地目は田、現況地目は樹園地、面積は、142㎡で住宅建築用地として利用します。 農地区分は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である集落接続に該当し、問題ないものと思われます。 受付番号7番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、角田、登記地目は田、現況地目は樹園地、面積は、161㎡で宅地、分譲用地として利用します。 農地区分は、第三種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 受付番号8番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、緑町二丁目、登記地目は田、現況地目は不耕作の畑、面積は、265㎡で住宅建築用地として利用します。 農地区分は、第三種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。

	以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請書、添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、7番工藤勝彦委員に報告をお願いします。
工藤勝彦委員	今回、5条申請があった土地について、去る6月7日、木村功委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、6月6日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号6番は、住宅建築用地として利用するための申請です。 場所は、黒石東小学校から東へ約440mに位置しており、周辺の状況は、東、北側は宅地、西、南側は樹園地となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、黒石東小学校、黒石中学校が近く、宅地化も進んでいること、また、申請地は父が所有している農地であり、無償譲渡により取得できることから、この土地を選定したとのことです。 土地造成は盛土をしないため、土砂流出はしないとのことで、雨水は地下浸透、生活雑排水は、下水道へ放流するとのことで、周辺農地への影響はないものと思われます。 受付番号7番は、宅地分譲用地として利用するための申請です。 場所は、黒石中学校から北へ約270mに位置しており、周辺の状況は、西、北側は宅地、東側は樹園地、南側は田となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、黒石東小学校、黒石中学校が近く、宅地化も進んでいることにより、住宅需要が高いため、宅地分譲地として選定したとのことです。 土地造成は、L型擁壁を設置し盛土施工するということで、土砂流出はしないように施すとのことです。 雨水は地下浸透、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、周辺の水路に放流するようにするとのことです。 受付番号8番は、住宅建築用地として利用するための申請です。 場所は、弘南鉄道黒石駅から北へ約280mに位置しており、周辺の状況は、宅地となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、弘南鉄道黒石駅、黒石高校、中郷中学校が近く、宅地化も進んでいることから、この土地を選定したとのことです。 この申請地は、住宅地域に中にある狭小地の農地です。 雨水は地下浸透、生活雑排水は、下水道へ放流するとのことで、転用に影響はないものと思われます。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明及び、申請内容等を審査した結果、資金計画、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画から判断して、転用することに、問題ないものと考えられます。 以上です。

議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	6番と7番について、6番は西と南側、7番は東側が樹園地で、りんごの栽培が行われると思いますが、スプレーヤーで薬を散布した場合にトラブル等が起こらないように対処されるのでしょうか。
福 士 係 長	購入される方には、あらかじめスプレーヤーで薬の散布の際に、住宅へ影響があるかもしれないことを説明して、承諾を得てからの売買になります。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	ほかにご質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第29号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第30号につきましては、1番佐藤陽介委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐藤陽介委員退席) それでは議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第30号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が8件、所有権移転が2件です。 別紙16ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号57番は、馬場尻南の田、5,048㎡を10年間10a当たり12,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号58番は、大字花巻字鷹待場の樹園地、3,934㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号59番は、大字石名坂字村ヨリ西の田ほか1筆、合計4,762㎡を5年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号60番は、大字豊岡字鎧堤の田ほか3筆、合計1,746㎡を10

		年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号61番は、大字上十川字柳沢の樹園地ほか1筆、合計6,598㎡を5年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号62番は、美原町の田、4,230㎡を10年間10a当たり11,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号63番は、大字追子野木字長谷川の田、4,383㎡を10年間10a当たり11,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号64番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号64番は、馬場尻南の田ほか1筆、合計15,563㎡を10a当たり10,900円で10年間の設定です。 18ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号21番は、大字大川原字蛭貝沢の畑ほか1筆、合計27,574㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号22番は、申請人が賃借関係にある、大字浅瀬石字扇田の畑2,535㎡を所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第30号は、原案のとおり決定いたします。 (佐藤陽介委員指定席に着く) それでは議案第31号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事		議案第31号は、農地等の一括贈与に係る別紙の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。 別紙で説明いたします。 20ページをご覧ください。 番号1番は、令和4年4月18日の総会で、後継者へ一括贈与したものです。

	贈与者の農業を営んでいた期間は64年間、受贈者は贈与者の子で農業を営んでいた期間は35年間であり、農地基本台帳を基に調査したところ、農地取得後も引き続き農業経営を行うものと認められ、今回、特例の適用を受けようとする農地は、13筆合計18,136㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	農業従事期間35年とありますが、生前一括贈与に農業従事期間の要件があるのですか。
福 士 係 長	生前一括贈与の要件としては、受贈者の要件は18歳以上で3年以上の農業従事期間が必要になります。
佐山秀夫委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
長内康之委員	生前一括贈与は、普通の贈与と違いますか。また、贈与税はどうなりますか。
福 士 係 長	生前一括贈与は、一般的に農地を一括で受けることになります。暦年課税とは異なります。贈与税に関する制度には、相続時精算課税制度と贈与税納税猶予制度がありますが、田や畑、場所により評価額が異なるため、贈与税額は税務署へ相談すると確実に算定されます。
長内康之委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第31号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第32号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 補 佐	議案第32号は、農業委員会の適正な事務実施に係る令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、別冊のとおり青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。 農業委員会では、国の指導に基づき毎年活動計画を定め、その実績の点検と

評価をし、次年度の活動計画に反映させることになっておりますので、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を決定し、農地等の利用最適化の推進状況その他、農業委員会における事務の実施状況に関する情報について、ホームページ上で公表いたします。

お手元の別冊をご覧ください。

Iの令和4年6月現在の農業委員会の体制のほか、内容の説明は割愛させていただきます。

2ページをご覧ください。

IIの担い手への農地の利用集積・集約化、1の現状と課題です。

管内の農地面積3,510haに対し、これまでの集積面積は、2,024haで、集積率は57.7%となります。

2の令和3年度の目標及び実績です。

集積目標2,078.8haに対し、集積実績は、1,870haとなり、達成状況は90%となりました。

3は、目標の達成に向けた活動です。

4の目標に対する評価は、出し手農家の農地や遊休農地を担い手に集積が図られ、概ね目標を達成することができた、にしました。活動に対する評価は、担い手に農地利用集積・有効利用が図られるよう、関係機関とも連携し、引き続き活動を継続することが必要である、としました。

3ページをご覧ください。

IIIの新たに農業を営もうとする者の参入促進です。

1は、令和2年度までの新規参入者等で、ご覧のとおりです。

2は、令和3年度の目標及び実績です。目標5経営体に対して、実績は6経営体、達成状況は120%となりました。

3は、目標の達成に向けた活動です。

4の目標に対する評価は、関係機関と連携を図り、目標を達成することができた、にしました。活動に対する評価は、農地法等に関するアドバイス等、新規参入に係る支援を実施することができた、としました。

4ページをご覧ください。

IVの遊休農地に関する措置に関する評価です。

1の現状及び課題は、農地の利用状況調査より遊休農地面積は296haとなっております。

2の令和3年度の目標及び実績では、解消目標3haに対し、達成状況は0haでした。

3は、2の目標の達成に向けた活動です。

4の目標に対する評価は、耕作不利地であるため、遊休農地を解消することはできなかった、としました。活動に対する評価は、利用状況調査や意向調査、その後の改善指導や保全管理指導等のフォローアップ活動を強化していく、としました。

5ページをご覧ください。

Vの違反転用への適正な対応です。

		違反転用については、内容説明は割愛させていただきます。 また、6ページから8ページについても、説明を割愛させていただきます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第32号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和4年第6回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時42分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和4年6月17日 議 長 木 立 康 行 議事録署名者 工 藤 元 伸 議事録署名者 佐 藤 孝 文